昨今の事件を踏まえた以上の事柄と市長からの諮問「子どもに対する支援の協働・連携について」に対する権利委員会からの令和元年5月の答申に基づき、次期の行動計画において特に市が重点的に取り組む必要があるものとして、次の項目を指摘する。

① パートナーとしてつなぎ・つながる協働・連携づくりの取組

市民との意見交換会では、地域の様々な団体・NPO等をつなげる役割を行政に期待する声があげられた。川崎市が進める地域包括ケアシステムの核の一つとなる住民とのパートナー関係、その具体化としてのつなぎ・つながる関係のより一層の推進のためには、行政を含めた関係機関間で常に子どもの権利を中心に据え、どのような形で協働していけるのかが模索されなければならない。

協働・連携の一層の具体化という視点から、今一度施策づくり、施策点検を行っていくことが求められる。

② 児童虐待・いじめ等に対する専門性を高める取組(条例第19・20・23・24条関連)

児童虐待・いじめ等を受け止める行政組織に専門的知見がなければ、子どもは声をあげることをやめてしまうことが一連の事件からも明らかとなっている。

児童虐待やいじめ等に対し、これまでも川崎市は各種対策をしてきているところ、 その効果を個々の子どもたちがどの程度感じられているのか、信頼して相談できてい るのか、相談等の前提となる行政機関側の専門性の向上についての効果測定を行うと ともに、職員に対する人材育成のさらなる推進などが求められる。

③ 子どもが地域づくりの主人公と実感できる参加の取組(条例第29条関連)

子どもの参加・意見表明は、子どもを大人と同様の「権利の全面的な主体」、「大人とともに社会を構成するパートナー」と捉え、かかる主体的な地位を実質的に保障するためにその機会の確保が要請されたものである。

第6回の調査では、学校、地域その他の話し合いの場に参加した経験のある子どもは少数にとどまり、条例に基づいて開催・運営される子ども会議のメンバーを集めることに苦慮する地域も存在することが明らかとなった。こうした現状は、地域・社会の主人公であるはずの子ども自身が、上記のような主体的な地位を有していることを実感できていないことにその遠因があるものと思われる。

間もなく条例制定から20年を迎えるこの時期に、再度条例制定の原点に立ち戻って、より子どもが地域づくりの主人公と実感できるような参加の仕組みを構築することが期待される。

(4) その他

令和元年5月28日、川崎市多摩区の登戸駅付近の路上において、小学生の児童や保護者らが相次いで刺されるという痛ましい事件が発生し、社会に大きな衝撃を与えた。川崎市は、現場の近くの小学校にスクールカウンセラーを派遣するなど、児童に配慮した対応を行ったが、日頃から地域で行われている通学路の見守りといった活動などは、子どもが安心して生きることができるまちづくりの実現にあたってとても重要な役割を果たしている。

権利委員会による答申では、行政だけではなく、事業者や町内会・自治会等の地縁組織、地域・ボランティア団体、住民など地域内の多様な主体が、地域の課題を共有し、どのように解決していくのかについて理解を深める必要があると提言した。行政と地域が連携し、子どもの権利保障の空白を生じさせないことは、すべての課題解決に関わっている。

(1)川崎市子どもの権利に関する条例

2000 (平成 12) 年 12 月 21 日川崎市条例第 72 号 最近改正 2005 (平成 17) 年 3 月 24 日

目次

前文

- 第1章 総則(第1条~第8条)
- 第 2 章 人間としての大切な子どもの権利(第 9 条~第 16 条)
- 第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの 権利の保障
- 第 1 節 家庭における子どもの権利の保障 (第 17 条〜第 20 条)
- 第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障(第 21条~第25条)
- 第3節 地域における子どもの権利の保障(第26条〜第 28条)
- 第4章 子どもの参加(第29条~第34条)
- 第5章 相談及び救済(第35条)
- 第6章 子どもの権利に関する行動計画(第36条・第37条)
- 第7章 子どもの権利の保障状況の検証(第38条~第40条)
- 第8章 雑則(第41条)

附則

子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの 最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの 国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実に保 障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもっ て、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不 可欠なものである。

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならず、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。 子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。

子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子ども と相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、 都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っ ている。

市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。

私たちは、こうした考えの下、平成元年 11 月 20 日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この条例は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 子ども 市民をはじめとする市に関係のある 18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者
- (2) 育ち・学ぶ施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設
- (3) 親に代わる保護者 児童福祉法に規定する里親その他 の親に代わり子どもを養育する者 (責務)
- 第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする。
- 2 市民は、子どもの権利の保障に努めるべき場において、 その権利が保障されるよう市との協働に努めなければなら ない。
- 3 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」という。)のうち、市以外の施設関係者は、市の施策に協力するよう努めるとともに、その育ち・学ぶ施設における子どもの権利が保障されるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、雇用される市民が養育する子ども及び雇用される子どもの権利の保障について市の施策に協力するよう努めなければならない。

(国等への要請)

- 第4条 市は、子どもの権利が広く保障されるよう国、他の 公共団体等に対し協力を要請し、市外においてもその権利 が保障されるよう働きかけを行うものとする。 (かわさき子どもの権利の日)
- 第5条 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるため、かわさき子どもの権利の日を設ける。
- 2 かわさき子どもの権利の日は、11月20日とする。
- 3 市は、かわさき子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。 (広報)
- 第6条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする。

(学習等への支援等)

- 第7条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子 どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件 の整備に努めるものとする。
- 2 市は、施設関係者及び医師、保健師等の子どもの権利の 保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利について の理解がより深まるよう研修の機会を提供するものとする。
- 3 市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。 (市民活動への支援等)
- 第8条 市は、子どもの権利の保障に努める市民の活動に対し、その支援に努めるとともに、子どもの権利の保障に努める活動を行うものとの連携を図るものとする。

第2章 人間としての大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第9条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間と して育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なもの として保障されなければならない。

(安心して生きる権利)

- 第10条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。
- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって育まれること。
- (3) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (4) あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること。
- (6) 平和と安全な環境の下で生活ができること。 (ありのままの自分でいる権利)
- 第 11 条 子どもは、ありのままの自分でいることができる。 そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。
- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えや信仰を持つこと。
- (3) 秘密が侵されないこと。
- (4) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (5) 子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (6) 安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。 (自分を守り、守られる権利)
- 第12条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。
- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分が育つことを妨げる状況から保護されること。
- (3) 状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい 雰囲気の中で確保されること。
- (4) 自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること。
- (5) 自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の場が与えられること。

(自分を豊かにし、力づけられる権利)

- 第13条 子どもは、その育ちに応じて自分を豊かにし、カづけられることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。
- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 文化芸術活動に参加すること。
- (4) 役立つ情報を得ること。
- (5) 幸福を追求すること。

(自分で決める権利)

- 第 14 条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。
- (1) 自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。
- (2) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。
- (3) 自分に関することを決めるために必要な情報が得られること。

(参加する権利)

- 第15条 子どもは、参加することができる。そのためには、 主として次に掲げる権利が保障されなければならない。
- (1) 自分を表現すること。
- (2) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 参加に際し、適切な支援が受けられること。

(個別の必要に応じて支援を受ける権利)

- 第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。
- (1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、 出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理 由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2) 前号の置かれている状況の違いが認められ、尊重される中で共生できること。
- (3) 障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。
- (4) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、 自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重 されること。
- (5) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の 保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障

(親等による子どもの権利の保障)

- 第17条 親又は親に代わる保護者(以下「親等」という。) は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者である。
- 2 親等は、その養育する子どもが権利を行使する際に子ど もの最善の利益を確保するため、子どもの年齢と成熟に応 じた支援に努めなければならない。
- 3 親等は、子どもの最善の利益と一致する限りにおいて、 その養育する子どもに代わり、その権利を行使するよう努めなければならない。
- 4 親等は、育ち・学ぶ施設及び保健、医療、児童福祉等の 関係機関からその子どもの養育に必要な説明を受けること ができる。この場合において、子ども本人の情報を得よう とするときは、子どもの最善の利益を損なわない限りにお いて行うよう努めなければならない。

(養育の支援)

- 第 18 条 親等は、その子どもの養育に当たって市から支援 を受けることができる。
- 2 市は、親等がその子どもの養育に困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めるものとする。
- 3 事業者は、雇用される市民が安心してその子どもを養育できるよう配慮しなければならない。 (虐待及び体罰の禁止)
- 第 19 条 親等は、その養育する子どもに対して、虐待及び 体罰を行ってはならない。

(虐待からの救済及びその回復)

- 第20条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切 な救済及びその回復に努めるものとする。
- 2 前項の救済及びその回復に当たっては、二次的被害が生 じないようその子どもの心身の状況に特に配慮しなければ ならない。
- 3 市は、虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもの迅速か つ適切な救済及びその回復のため、関係団体等との連携を 図り、その支援に努めるものとする。

第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障 (育ち・学ぶ環境の整備等)

- 第21条 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者(以下「施設設置管理者」という。)は、その子どもの権利の保障が図られるよう育ち・学ぶ施設において子どもが自ら育ち、学べる環境の整備に努めなければならない。
- 2 前項の環境の整備に当たっては、その子どもの親等その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち・学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。

(安全管理体制の整備等)

- 第22条 施設設置管理者は、育ち・学ぶ施設の活動における子どもの安全を確保するため、災害の発生の防止に努めるとともに、災害が発生した場合にあっても被害の拡大を防げるよう関係機関、親等その他地域の住民との連携を図り、安全管理の体制の整備及びその維持に努めなければならない。
- 2 施設設置管理者は、その子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるようその施設及び設備の整備等に配慮しなければならない。

(虐待及び体罰の禁止等)

- 第23条 施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。
- 2 施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
- 3 施設設置管理者は、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
- 4 施設関係者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。

(いじめの防止等)

- 第24条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。
- 2 施設関係者は、いじめの防止を図るため、その子どもに対し、子どもの権利が理解されるよう啓発に努めなければならない。
- 3 施設設置管理者は、その職員に対し、いじめの防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
- 4 施設設置管理者は、いじめに関する相談をその子どもが 安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組み を整えるよう努めなければならない。
- 5 施設関係者は、いじめに関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、施設関係者は、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行った上で適切な対応を行うよう努めなければならない。

(子ども本人に関する文書等)

- 第25条 育ち・学ぶ施設における子ども本人に関する文書 は、適切に管理され、及び保管されなければならない。
- 2 前項の文書のうち子どもの利害に影響するものにあっては、その作成に当たり、子ども本人又はその親等の意見を求める等の公正な文書の作成に対する配慮がなされなければならない。
- 3 育ち・学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えてその子ども本人に関する情報が収集され、又は保管されてはならない。
- 4 前項の情報は、育ち・学ぶ施設のその目的の範囲を超えて利用され、又は外部に提供されてはならない。
- 5 第1項の文書及び第3項の情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいてその子ども本人に提示され、又は提供されるよう文書及び情報の管理等に関する事務が行われなければならない。
- 6 育ち・学ぶ施設において子どもに対する不利益な処分等が行われる場合には、その処分等を決める前に、その子ども本人から事情、意見等を聴く場を設ける等の配慮がなされなければならない。

第3節 地域における子どもの権利の保障

(子どもの育ちの場等としての地域)

第26条 地域は、子どもの育ちの場であり、家庭、育ち・ 学ぶ施設、文化、スポーツ施設等と一体となってその人間 関係を豊かなものとする場であることを考慮し、市は、地 域において子どもの権利の保障が図られるよう子どもの活 動が安全の下で行うことができる子育て及び教育環境の向 上を目指したまちづくりに努めるものとする。

- 2 市は、地域において、子ども、その親等、施設関係者その他住民がそれぞれ主体となって、地域における子育て及び教育環境に係る協議その他の活動を行う組織の整備並びにその活動に対し支援に努めるものとする。 (子どもの居場所)
- 第27条 子どもには、ありのままの自分でいること、休息 して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動する こと又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所 (以下「居場所」という。)が大切であることを考慮し、市 は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及 びその存続に努めるものとする。
- 2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を 行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努める ものとする。

(地域における子どもの活動)

第28条 地域における子どもの活動が子どもにとって豊か な人間関係の中で育つために大切であることを考慮し、市 は、地域における子どもの自治的な活動を奨励するととも にその支援に努めるものとする。

第4章 子どもの参加

(子どもの参加の促進)

第29条 市は、子どもが市政等について市民として意見を表明する機会、育ち・学ぶ施設その他活動の拠点となる場でその運営等について構成員として意見を表明する機会又は地域における文化・スポーツ活動に参加する機会を諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努めるものとする。

(子ども会議)

- 第30条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議(以下「子ども会議」という。)を開催する。
- 2 子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により 運営されるものとする。
- 3 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。
- 4 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された 意見等を尊重するものとする。
- 5 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子ども の参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要 な支援を行うものとする。

(参加活動の拠点づくり)

第31条 市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努めるものとする。

(自治的活動の奨励)

- 第32条 施設設置管理者は、その構成員としての子どもの自治的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない。
- 2 前項の自治的な活動による子どもの意見等については、 育ち・学ぶ施設の運営について配慮されるよう努めなけれ ばならない。

(より開かれた育ち・学ぶ施設)

第33条 施設設置管理者は、子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれた育ち・学ぶ施設を目指すため、それらの者に育ち・学ぶ施設における運営等の説明等を行い、それらの者及び育ち・学ぶ施設の職員とともに育ち・学ぶ施設を支え合うため、定期的に話し合う場を設けるよう努めなければならない。

(市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見)

第34条 市は、子どもの利用を目的とした市の施設の設置 及び運営に関し、子どもの参加の方法等について配慮し、 子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

第5章 相談及び救済

(相談及び救済)

- 第35条 子どもは、川崎市人権オンブズパーソンに対し、 権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を 求めることができる。
- 2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、 子どもの権利の侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。

第6章 子どもの権利に関する行動計画

(行動計画)

- 第36条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの 権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子 どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。) を策定するものとする。
- 2 市長その他の執行機関は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くものとする。 (子どもに関する施策の推進)
- 第37条 市の子どもに関する施策は、子どもの権利の保障 に資するため、次に掲げる事項に配慮し、推進しなければ ならない。
- (1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。
- (2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
- (3) 親等、施設関係者その他市民との連携を通して一人一人の子どもを支援するものであること。

第7章 子どもの権利の保障状況の検証

(権利委員会)

- 第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利 の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会(以下 「権利委員会」という。)を置く。
- 2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市 長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策 における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。
- 3 権利委員会は、委員 10 人以内で組織する。
- 4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる 分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長 が委嘱する。
- 5 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため 必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。
- 第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、 市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策につい て評価等を行うべき事項について提示するものとする。
- 2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を 権利委員会に報告するものとする。
- 3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見 を求めるものとする。
- 4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。
- 5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的 に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議 するものとする。

- 6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を 市長その他の執行機関に答申するものとする。 (答申に対する措置等)
- 第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申 を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13年4月1日から施行する。 (権利侵害からの救済等のための体制整備)
- 2 市は、子どもに対する権利侵害の事実が顕在化しにくく 認識されにくいことと併せ、子どもの心身に将来にわたる 深刻な影響を及ぼすことを考慮し、子どもが安心して相談 し、救済を求めることができるようにするとともに、虐待 等の予防、権利侵害からの救済及び回復等を図ることを目 的とした新たな体制を早急に整備する。

附 則(平成13年6月29日条例第15号) この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成 14 年 3 月 29 日規則第 33 号で平成 14 年 5 月 1 日から施行)

附 則(平成 14 年 3 月 28 日条例第 7 号) 抱 (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成17年3月24日条例第7号) この条例は、公布の日から施行する。

(2)川崎市子どもの権利委員会規則

平成 13 年4月1日規則第55号

最近改正

平成 28年3月31日

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市子どもの権利に関する条例(平成12年川崎市条例第72号)第38条第9項の規定に基づき、川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする

(委員)

第2条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるもの とする。

(委員長及び副委員長)

- 第3条 権利委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、権利委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 権利委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の 議長となる。
- 2 権利委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (関係者の出席)
- 第5条 権利委員会は、その調査審議に必要があると認める ときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くこ とができる。

(部会)

- 第6条 権利委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が権利委員会に諮って指名する。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び 結果を権利委員会に報告するものとする。
- 5 部会の会議については、前2条の規定を準用する。 (庶務)
- 第7条 権利委員会の庶務は、こども未来局において処理する

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他権 利委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が権利委員会 に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第34号)

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成14年4月26日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第16号抄) この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則(平成28年3月31日規則第13号抄) この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(3)川崎市子どもの権利委員会運営要綱

(無旨)

第1条 この要綱は、川崎市子どもの権利に関する条例(平成12年川崎市条例第72号、以下「条例」という。)第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)の運営に関し、条例及び川崎市子どもの権利委員会規則(平成13年川崎市規則第55号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(子どもの権利状況に関する調査)

第2条 権利委員会は、市長その他の執行機関の諮問事項を 調査審議するにあたり、必要に応じて川崎市における子ど もの権利状況に関する調査を行う。

(子どもに関する施策の評価の事前手続)

- 第3条 条例第39条第1項の規定に基づき、権利委員会は、 市長その他の執行機関の諮問事項に応じて子どもに関する 施策における子どもの権利の保障状況の評価等を行うにあ たり、施策の評価の視点や考え方を検討し、その内容をま とめ、市に提示する。
- 2 子どもに関する施策の評価にあたっては、権利委員会の 事務局が施策の内容に応じて各担当部署に自己評価の実施 を求める。

(子どもに関する施策の評価及び報告)

第4条 条例第39条第2項の規定に基づき、権利委員会は、 前条第1項で提示した内容に基づいて市が行った子どもに 関する施策の自己評価の結果について文書により報告を受 ける。

(子どもに関する施策の評価内容等の説明)

- 第5条 権利委員会は、市から報告を受けた自己評価の結果 の確認及び子どもに関する施策の充実に向けた方向性の検 討等を目的として、子どもに関する施策その他関係機関の 担当者から必要に応じて内容の説明を聴くことができる。 (市民及び市民団体からの意見聴取)
- 第6条 条例第39条第3項の規定に基づき、権利委員会は、 市の行った自己評価の内容の検討等を目的として、市民及 び市民団体からの意見を求めるものとする。
- 2 意見を求めるにあたっては、その趣旨を明らかにするとともに、施策の評価の内容等を公表する。
- 3 権利委員会は、必要に応じて意見を表明した市民若しく は市民団体と直接意見交換を行うことができる。 (子どもからの意見聴取)
- 第7条 条例第39条第3項及び第4項の規定に基づき、権利委員会は、市の行った自己評価の内容等について子どもから意見を求めるものとする。
- 2 前項の子どもからの意見を求めるにあたっては、意見を 出しやすい場の設定及び子どもにわかりやすい表現に努め る

(答申書の作成)

- 第8条 権利委員会は、市長その他の執行機関の諮問事項について調査審議した結果を 答申書にまとめ答申する。 (子どもの権利に関する行動計画に対する意見)
- 第9条 条例第36条第2項の規定に基づき、権利委員会は、 市が子どもの権利に関する行動計画を策定する際に、策定 の各段階で必要に応じて意見を述べることができる。 (部会)
- 第10条 規則第6条の規定に基づき、権利委員会は、その 円滑な運営を図るため、幹事会及びその他部会を置くこと ができる。 (委任)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、権利委員会の運営 に関し必要な事項は、委員長が権利委員会に諮って定める。 附 則

この要綱は、平成13年11月2日から施行する。 附 則

この要綱は、平成14年4月26日から施行する。 附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

(4)川崎市人権オンブズパーソン条例

2001 (平成 13) 年6月29日条例第19号

日次

第1章 総則(第1条~第3条)

第2章 責務(第4条~第7条)

第3章 人権オンブズパーソンの組織等(第8条~第 11 条)

第4章 相談及び救済

第1節 相談(第12条)

第2節 救済の申立て(第13条・第14条)

第3節 調査の実施等(第15条~第17条)

第4節 市の機関に対する調査等(第18条~第20条)

第5節 市の機関以外のものに対する調査等(第21条・ 第22条)

第6節 個人情報等の保護(第23条)

第7節 人権に関する課題についての意見公表(第 24 条)

第5章 補則(第25条~第27条) 附則

第1章 総則

(目的及び設置)

第1条 市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを 簡易に、かつ、安心して行うことができるよう必要な体制 を整備し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に 人権の侵害からの救済を図り、もって人権が尊重される地 域社会づくりに資することを目的として、本市に川崎市人 権オンブズパーソン(以下「人権オンブズパーソン」とい う。)を置く。

(管轄)

- 第2条 人権オンブズパーソンの管轄は、次に掲げる人権の 侵害(以下「人権侵害」という。)に関する事項とする。
- (1) 子ども (川崎市子どもの権利に関する条例 (平成 12年川崎市条例第72号) 第2条第1号に規定する子どもをいう。) の権利の侵害
- (2) 男女平等にかかわる人権の侵害(男女平等かわさき条例(平成13年川崎市条例第14号)第6条に規定する男女平等にかかわる人権の侵害をいう。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、 人権オンブズパーソンの管轄としない。
- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- (2) 議会に請願又は陳情を行っている事項
- (3) 川崎市市民オンブズマン(以下「市民オンブズマン」 という。)に苦情を申し立てた事項
- (4) 人権オンブズパーソン又は市民オンブズマンの行為に 関する事項

(人権オンブズパーソンの職務)

- 第3条 人権オンブズパーソンは、次の職務を行う。
- (1) 人権侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 人権侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
- (3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。
- (5) 人権に関する課題について意見を公表すること。

第2章 責務

(人権オンブズパーソンの責務)

- 第4条 人権オンブズパーソンは、市民の人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 2 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、 市民オンブズマンその他市の機関、関係機関、関係団体等 と有機的な連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めな ければならない。
- 3 人権オンブズパーソンは、相談又は救済の申立てを行った者に不利益が生じないように、当該相談又は救済の申立

てに係る事案の特性を踏まえ、その職務を遂行しなければ ならない。

4 人権オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

(市の機関の責務)

- 第5条 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に 関し、その独立性を尊重しなければならない。
- 2 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、 積極的な協力援助に努めなければならない。 (市民の責務)
- 第6条 市民は、この条例の目的を達成するため、人権オン ブズパーソンの職務の遂行に協力するよう努めなければな らない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動において、この条例の目的 を達成するため、人権オンプズパーソンの職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

第3章 人権オンブズパーソンの組織等

(人権オンブズパーソンの組織等)

- 第8条 人権オンブズパーソンの定数は2人とし、そのうち 1人を代表人権オンブズパーソンとする。
- 2 人権オンブズパーソンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、第2条第1項に規定する人権オンブズパーソンの管轄を踏まえて、市長が議会の同意を得て委嘱する。
- 3 人権オンブズパーソンは、任期を3年とし、1期に限り 再任されることができる。
- 4 人権オンブズパーソンは、別に定めるところにより、相 当額の報酬を受ける。

(秘密を守る義務)

第9条 人権オンブズパーソンは、職務上知ることができた 秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第10条 市長は、人権オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他人権オンブズパーソンたるにふさわしくない非行があると認める場合は、議会の同意を得て解嘱することができる。

(兼職等の禁止)

- 第 11 条 人権オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党 その他の政治団体の役員と兼ねることができない。
- 2 人権オンブズパーソンは、本市と特別な利害関係にある 企業その他の団体の役員と兼ねることができない。
- 3 人権オンブズパーソンは、前2項に定めるもののほか、 公平な職務の遂行に支障が生するおそれがある職と兼ねる ことができない。

第4章 相談及び救済

第1節 相談

(相談)

- 第12条 何人も、市民等(市の区域内に住所を有する者、 在勤する者又は在学する者その他市に関係ある者として規 則で定める者をいう。以下同じ。)の人権侵害に関する事項 について、人権オンブズパーソンに相談することができる。
- 2 人権オンブズパーソンは、前項の規定により相談を受けた場合は、必要な助言及び支援を行う。

第2節 救済の申立て

(救済の申立て)

- 第 13 条 市民等は、自らが人権侵害を受けたと思うときは、 人権オンブズパーソンに対し、救済の申立て(以下「申立 て」という。)を行うことができる。
- 2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。

- (1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所
- (2) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日
- (3) その他規則で定める事項 (本人以外の者の申立て)
- 第 14 条 何人も、市民等が人権侵害を受けたと思うときは、 当該市民等に代わって人権オンブズパーソンに対し、申立 てを行うことができる。
- 2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。
- (1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 人権侵害を受けたと思われる市民等の氏名及び住所
- (3) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月 日
- (4) その他規則で定める事項

第3節 調査の実施等

(申立てに係る調査等)

- 第 15 条 人権オンブズパーソンは、申立てがあった場合は、 当該申立てに係る事実について、調査を行う。
- 2 前項の場合において、申立てが前条第1項の規定による ものであるときは、同条第2項第2号の市民等の同意を得 なければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、申立てが次の各号のいずれ かに該当すると認められる場合は、調査を行わない。
- (1) 第2条第2項の規定に該当するとき。
- (2) 申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときを除く。
- (3) 虚偽その他正当な理由がないと認められるとき。
- (4) 申立ての原因となった事実が市の区域外で生じたものであるとき。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。
- (5) 前項の同意が得られないとき。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。
- 4 人権オンブズパーソンは、前項の規定により調査を行わない場合は、その旨を理由を付して申立てを行った者(以下「申立人」という。)に速やかに通知しなければならない。(発意の調査)
- 第 16 条 人権オンブズパーソンは、市民等が人権侵害を受けていると認めるときは、自己の発意に基づき、調査を行うことができる。
- 2 前項の規定による調査を行う場合においては、人権侵害を受けていると認められる市民等の同意を得なければならない。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときは、この限りでない。
- 第 17 条 人権オンブズパーソンは、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、 又は打ち切ることができる。
- 2 人権オンブズパーソンは、調査を中止し、又は打ち切ったときは、その旨を理由を付して、申立人又は第15条第2項若しくは前条第2項の同意を得た者(以下「申立人等」という。) に速やかに通知しなければならない。

第4節 市の機関に対する調査等

(市の機関に対する調査)

(調査の中止等)

- 第 18 条 人権オンブズパーソンは、市の機関に対し調査を 行う場合は、関係する市の機関に対し、その旨を通知する ものとする。
- 2 人権オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができる。
- 3 人権オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、 専門的機関に対し、専門的調査を依頼することができる。

- 4 人権オンブズパーソンは、調査の結果について、申立人等に速やかに通知するものとする。ただし、次条第6項の規定により通知する場合は、この限りでない。 (市の機関に対する勧告等)
- 第 19 条 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができる。
- 3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明 を受けた市の機関は、当該勧告又は意見表明を尊重しなければならない。
- 4 人権オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告した ときは、市の機関に対し、是正等の措置について報告を求 めるものとする。
- 5 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日から 60 日以内に、人権オンブズパーソンに対し、是正等の措置について報告するものとする。
- 6 人権オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告した とき、第2項の規定により意見表明をしたとき、又は前項 の規定による報告があったときは、その旨を申立人等に速 やかに通知しなければならない。
- 7 人権オンブズパーソンは、第2項の規定による意見表明 の内容を公表する。第1項の規定による勧告又は第5項の 規定による報告の内容で必要があると認めるものについて も同様とする。

(市民オンブズマンとの共同の勧告等)

第20条 人権オンブズパーソンは、前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明を行う場合において、必要があると認めるときは、市民オンブズマンに対し、共同で行うよう求めることができる。

第5節 市の機関以外のものに対する調査等

(市の機関以外のものに対する調査等)

- 第21条 人権オンブズパーソンは、調査のため必要がある と認めるときは、関係者(市の機関以外のものに限る。以 下同じ。)に対し質問し、事情を聴取し、又は実地調査をす ることについて協力を求めることができる。
- 2 第18条第3項の規定は、関係者に対する調査の場合に 準用する。
- 3 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害の是正のためのあっせんその他の調整(以下「調整」という。)を行うものとする。
- 4 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果について、 申立人等に速やかに通知するものとする。

(事業者に対する要請等)

- 第22条 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果、 事業活動において頻繁な又は重大な人権侵害が行われたに もかかわらず事業者が改善の取組を行っていないと認める ときは、当該事業者に対し、是正その他必要な措置を講す るよう要請することができる。
- 2 人権オンブズパーソンは、前項の規定による要請を行ったにもかかわらず当該事業者が正当な理由がなく要請に応じない場合は、市長に対し、その旨を公表することを求めることができる。
- 3 市長は、前項の規定により公表を求められた場合は、その内容を公表することができる。この場合において、市長は、人権オンブズパーソンの意思を尊重しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により公表しようとする場合には、 あらかじめ当該公表に係る事業者に意見を述べる機会を与 えるものとする。

第6節 個人情報等の保護

(個人情報等の保護)

第23条 第19条第7項及び前条第3項の規定による公表を行う場合は、個人情報等の保護について最大限の配慮を しなければならない。

第7節 人権に関する課題についての意見公表

(人権に関する課題についての意見公表)

第24条 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行を通じて明らかになった人権に関する社会構造上の課題について、 地域における解決に向けた取組に資するため、意見を公表することができる。

第5章 補則

(事務局)

- 第25条 人権オンブズパーソンに関する事務については、 川崎市市民オンブズマン条例(平成2年川崎市条例第22 号)第21条に規定する事務局において処理する。
- 2 人権オンブズパーソンの職務に関する事項を調査する専門調査員を置くものとする。

(運営状況の報告等)

第26条 人権オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営 状況について市長及び議会に報告するとともに、これを公 表する。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施の ため必要な事項は、市長が定める。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第8条第2項中議会の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。(平成14年3月29日規則第44号で平成14年4月1日から施行。ただし、同条例第4章の規定及び同条例附則第5項中川崎市市民オンブズマン条例(平成2年川崎市条例第22号)第17条に1項を加える改正規定は、同年5月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の3年前の日から施行日までの間にあった事実に係る申立てについても適用し、当該3年前の日前にあった事実に係る申立てについては、適用しない。 (検討)
- 3 市は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行状況、人権に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、人権が尊重される地域社会づくりの観点から、この条例に規定する人権オンブズパーソンの管轄等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(5)川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱

平成27年3月31日 26川市C企第514号

(設置の目的)

- 第1条 子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現と「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」目指し、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、川崎市こども施策庁内推進本部会議(以下「推進本部会議」という。)を設置する。(所掌事務)
- 第2条 推進本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 川崎市子ども・子育て支援事業計画等の行政計画に基づく施策の推進に関すること。
- (2) 青少年施策及び子どもの権利施策並びに子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。
- (3) その他子ども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

(構成)

- 第3条 推進本部会議は、別表第1に掲げる者をもって構成 する。
- 2 議長は、担当副市長をもって充てる。
- 3 副議長は、こども未来局長をもって充てる。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、 関係者の出席を求め、意見を聴くことができる; (会議)
- 第4条 推進本部会議は、議長が招集する。
- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を 代理で会議に出席させることができる。 (幹事会)
- 第5条 推進本部会議には、推進本部会議に付議する事項に 関し必要な事項を協議するため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事長は、こども未来局長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、こども未来局総務部長をもって充てる。
- 5 第2項に掲げる者のほか、幹事長が必要と認める場合は、 関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 幹事会は、幹事長が招集する。
- 7 幹事は、会議に出席できないときは、その指名する者を 代理で会議に出席させることができる。 (検討部会)
- 第6条 幹事会には、幹事会に付議する事項について、調査 及び検討、意見調整をするため、別表第3に掲げる検討部 会を置く。
- 2 各検討部会は、別表第3に掲げる検討項目の内容に応じて、関係部署の課長級の職員で構成する。
- 3 各検討部会の部会長は、こども未来局総務部長をもって 充てる。
- 4 各検討部会の副部会長は、部会長が指名する。
- 5 第2項に掲げる者のほか、部会長が必要と認める場合は、 関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 各検討部会は、部会長が招集する。 (事務局)
- 第7条 推進本部会議、幹事会、検討部会の事務を処理する ため、事務局をこども未来局総務部企画課に置く。 (委任)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営 について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

川崎市こども施策庁内推進本部会議

0	担当副市長
	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	経済労働局長
	健康福祉局長
0	こども未来局長
	まちづくり局長
	建設緑政局長
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
	高津区長
	宮前区長
	多摩区長
	麻生区長
	教育次長

◎議長、○副議長 事務局:企画課

別表第2(第5条関係)

川崎市こども施策庁内推進本部会議幹事会

	川崎市ことも施策庁内推進本部会議幹事会				
	局名	部課名	職名		
0	こども未来局		局長		
	総務企画局	都市政策部	部長		
	総務企画局	行政改革マネジメント推進室	室長		
	財政局	財政部	部長		
	市民文化局	市民生活部	部長		
	市民文化局	コミュニティ推進部	部長		
	市民文化局	人権・男女共同参画室	室長		
0	こども未来局	総務部	部長		
	こども未来局	子育て推進部	部長		
	こども未来局	こども支援部	部長		
	こども未来局	青少年支援室	室長		
	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	室長		
	経済労働局	産業政策部	部長		
	健康福祉局	総務部	部長		
	健康福祉局	地域包括ケア推進室	室長		
	まちづくり局	総務部	部長		
	建設緑政局	総務部	部長		
	川崎区役所	地域みまもり支援センター	所長		
		(福祉事務所・保健所支所)			
	川崎区役所	大師地区健康福祉ステーション	所長		
	川崎区役所	田島地区健康福祉ステーション	所長		
	幸区役所	地域みまもり支援センター	所長		
		(福祉事務所・保健所支所)			
	中原区役所	地域みまもり支援センター	所長		
		(福祉事務所・保健所支所)			
	高津区役所	地域みまもり支援センター	所長		
		(福祉事務所・保健所支所)			
	宮前区役所	地域みまもり支援センター	所長		
		(福祉事務所・保健所支所)			
	多摩区役所	地域みまもり支援センター	所長		
		(福祉事務所・保健所支所)			
	麻生区役所	地域みまもり支援センター	所長		
		(福祉事務所・保健所支所)	+0.5		
	教育委員会事務局	総務部	部長		
	教育委員会事務局	学校教育部	部長		

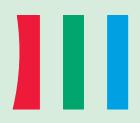
◎幹事長、○副幹事長 事務局:企画課

別表第3(第6条関係)

川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会

部会名	検討項目
子育て推進部会	地域子育て支援施策に関すること 保育施策に関すること 幼児教育施策に関すること
こども支援部会	児童養護施策に関すること 母子保健施策に関すること 母子父子寡婦福祉施策に関すること
こども安全推進部会	青少年施策に関すること 子どもの権利施策に関すること こどもの安全に関する総合的施策に関すること

事務局:企画課



Colors, Future! いろいろって、未来。

川崎市

第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画

令和2(2020)年3月

川崎市こども未来局青少年支援室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話:044-200-2344

FAX:044-200-3931

メールアドレス:45sien@city.kawasaki.jp

川崎市 子どもの権利

